

宍粟市教育委員会規則第3号

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年3月14日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(宍粟市教育委員会公印規則の一部改正)

第1条 宍粟市教育委員会公印規則(平成17年宍粟市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県宍粟市立三方幼稚園印	方24	れい書	下三方幼稚園名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園印	だ円形35×15	れい書	下三方幼稚園名をもって処理する重要な文書(割印用)	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園長印	方21	れい書	下三方幼稚園長名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園印	方24	れい書	三方幼稚園名をもって処理する重要な文書	三方幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園印	だ円形35×15	れい書	三方幼稚園名をもって処理する重要な文書(割印用)	三方幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園長之印	方21	れい書	三方幼稚園長名をもって処理する重要な文書	三方幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園印	方24	れい書	繁盛幼稚園名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園印	だ円形35×15	れい書	繁盛幼稚園名をもって処理する重要な文書(割印用)	教育総務課長	1

			用)		
兵庫県宍粟市立繁盛幼稚園長印	方21	れい書	繁盛幼稚園長名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1

を

「

兵庫県宍粟市立三方幼稚園印	方24	れい書	三方幼稚園名をもって処理する重要な文書	三方幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園印	だ円形35×15	れい書	三方幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	三方幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立三方幼稚園長之印	方21	れい書	三方幼稚園長名をもって処理する重要な文書	三方幼稚園長	1

に改める。

（宍粟市立幼稚園管理規則の一部改正）

第2条 宍粟市立幼稚園管理規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表宍粟市立下三方幼稚園の項及び宍粟市立繁盛幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。